



## ◆ 緊急地震速報訓練について

気象業務法の改正により緊急地震速報が地震動の予報・警報として定められたのは平成 19 年 12 月 1 日です。

気象庁と内閣府は、毎年この日を緊急地震速報の訓練の日として緊急地震速報訓練を実施しております。今年は 11 月 29 日に実施されます。

この訓練は、緊急地震速報を見聞きした際に、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施することで、実際に緊急地震速報が発表された時の適切な対応行動を身につけて頂くとともに、本訓練を契機として日頃からの地震への備えの重要性を再認識してもらうことを目的として、緊急地震速報の全国訓練が実施されます。

実施日時：平成 25 年 11 月 29 日（金）10 時 15 分頃

参加機関：国の機関、地方公共団体、民間企業等、個人



緊急地震速報のロゴマーク（上）及びピクトグラム（左）